

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関し  
栃木県の速やかな賛意表明を求める要望書

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

わたらせ未来基金

日本野鳥の会栃木

小山の環境を考える市民の会

藤岡町自然を守る会

2012年1月6日

栃木県知事 福田富一 殿

栃木県議会議長 神谷幸伸 殿

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会  
代 表 楠 通 昭  
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会  
代表世話人 高 松 健比古  
わたらせ未来基金  
代表世話人 青 木 章 彦  
日本野鳥の会栃木  
代 表 河 地 辰 彦  
小山の環境を考える市民の会  
代 表 楠 通 昭  
藤岡町自然を守る会  
会 長 大 塚 明

(印鑑省略)

## 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関し

### 栃木県の速やかな賛意表明を求める要望書

渡良瀬遊水地については、2010年3月に国土交通省利根川上流河川事務所によって渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画が策定され、今後、この計画に基づいて遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施されることになりました。長年にわたり渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録のための活動を行って参りました私たち自然保護団体は、湿地保全・再生計画策定の作業を行った渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会の委員や計画に基づく事業開始後のモニタリング委員会の委員を団体関係者が務め、いわば当事者としてこの湿地・保全再生計画に関わっております。したがって、私たちとしては、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録され、そのことによって、事業完成まで20年から30年という長い期間が見込まれる湿地保全・再生基本計画に基づく事業の推進が図られ、同条約の目指す「湿地の賢明な利用」が実現されることに大きな期待を寄

せております。

2010年9月に環境省が発表したラムサール条約登録のための国際基準を充たす172か所の条約湿地潜在候補地の一つに渡良瀬遊水地が選定されたことにより、2010年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」で目標として掲げられている2012年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議(ラムサールCOP11)までの6か所の条約湿地の追加登録の一つに、渡良瀬遊水地が該当する可能性が生まれました。そして、2010年春に国交省からの申し入れによって始まった環境省と国土交通省の協議の結果、2011年2月、ラムサール条約の趣旨に沿った湿地保全・再生基本計画が策定されている渡良瀬遊水地については、ラムサール条約湿地に登録する場合の保全の法的担保措置につき、土地利用規制は従来から指定されている河川法に基づく河川区域、鳥獣捕獲規制は新たに鳥獣保護法に基づく普通地区の国指定鳥獣保護区とすることが決定され、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録が現実的な日程に上ることになりました。今回の両省の協議は、ラムサール登録によって治水事業に支障が生ずるのではないかという従来の地域住民が抱いていた大きな懸念を解消するもので、渡良瀬遊水地は、現在の国土交通省の管理体制のまま登録されることが可能になり、治水事業に何らの支障も生じないばかりか、従来の土地利用がそのまま継続できることになったのです。その後、環境省によって、本年春に開催される中央環境審議会を目処に国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区を新規指定していく方針が決定され、鳥獣保護区に指定されれば本年7月6日から13日にルーマニアで開催されるラムサールCOP11までにラムサール条約湿地に登録されることが予定されています。

環境省は、2011年9月2日から16日まで計5回、延べ10時間以上にわたって、栃木市藤岡地区と野木町で渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関する地域住民説明会を開催しました。そこでは、環境省、国土交通省から渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録を目指すに至った経緯、鳥獣保護区指定とラムサール登録が渡良瀬遊水地の利活用に与える影響に関して詳細な説明が行われ、鳥獣保護区指定とラムサール登録によって何ら治水事業に支障が出ないこと、鳥獣保護区指定によって鳥獣捕獲規制には従来の銃猟禁止に加えて罟猟禁止が加わるが実体的な変化はほとんどなく、保護区に指定されても有害鳥獣駆除は行えることが明確にされました。

地域住民説明会後の10月、栃木市は栃木市藤岡地区の無作為抽出した3000名の住民を対象に、環境省主催の地域住民説明会での環境省、国土交通省が説明した内容、住民からの質問に対する回答をまとめた資料を添付して、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関するアンケート調査を行い、賛成61%、反対17%、どちらともいえない21%という結果を得ました。

11月7日には、栃木市長宛に、藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡会、藤岡町部屋地区・区長・自治会長、部屋南部ふるさとづくり推進協議会から、藤岡土地改良区から、渡良瀬遊水地利用組合連合会から計3件の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録反対に関する陳情書が提出され、栃木市議会議長宛に、同じ提出者から計3件の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録反対に関する請願書が提出されました。その反対の主な理由として、「①環境省の説明は短時間で

住民は十分理解できない」、登録されると「②遊水地に堆積した土砂の掘削、立木の伐採など治水事業への支障が危惧され」、「③現在以上の鳥獣被害が想定される」ということが挙げられ、藤岡地区の住民を中心に5319名の登録反対の署名簿が添付されていました。

前述のとおり、9月に行われた地域住民説明会では、環境省と国土交通省によって、鳥獣保護区指定とラムサール登録に関する問題が網羅的に取り上げられ、特に治水事業への支障、鳥獣被害の対応等住民が不安視するようなことについても何ら具体的な問題がないことが明らかにされています。また、環境省は今まで国内37か所をラムサール条約湿地に登録する手続を行いましたが、今回の計5回、延べ10時間以上にも及ぶような地元住民に対する説明会を行ったことはありません。したがって、地域住民説明会に出席して懇切丁寧な環境省の説明を聞いた住民の立場からすれば、登録反対の陳情・請願が環境省の説明が短時間で住民は十分に理解できないとして反対することには、首をかしげざるを得ません。また、10月から開始された登録反対署名活動に際し、地域住民説明会の結果が住民に正確に提供されていれば、果たして5319名もの反対署名が集まったのか大いに疑問が残ります。9月に行われた地域住民説明会の資料を読めば、今回の陳情・請願で懸念が示されている治水事業への支障や鳥獣被害についての不安は杞憂に過ぎないことが明確になります。であるからこそ、資料が添付されて行われた栃木市のアンケート結果では、賛成が61%、反対が17%と、反対の3倍以上もの住民が渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地への登録に賛成しているのです。

10月に環境省が行った鳥獣保護区指定の利害関係人に対する事前意見照会では、渡良瀬遊水地が所在する4市2町（栃木県—栃木市、小山市、野木町、群馬県—板倉町、茨城県—古河市、埼玉県—加須市）のうち「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会」あるいは関連団体からの登録推進の陳情・請願について2010年の9月の議会で採択している小山市、同年12月の議会で採択している野木町、2011年3月の議会で採択している加須市はもとより、板倉町、古河市が同意し、また栃木県を除く、群馬県、茨城県、埼玉県の3県が同意しました。しかし、渡良瀬遊水地の面積の70%を占めている栃木市と栃木市を抱える栃木県が意見保留と回答したため、果たして栃木市が遊水地のラムサール条約湿地登録に賛意を表明し、無事登録できるかのだろうかと大きく注目されるようになりました。

その栃木市も登録賛成61%のアンケート結果と5319名の署名に基づく登録反対の陳情・請願を受けて、2011年12月3、4日の2日間にわたり鈴木市長も出席して「、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関する意見交換会」を開催し、最終的な市民の意見を確認しました。その後、12月6日栃木市議会の民生常任委員会において、2010年の12月議会以来継続審議になっていた藤岡町自然を守る会からの「渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情」を採択し、上記3件の登録反対の請願は不採択とする委員会としての結論が出され、12月15日の栃木市議会本会議では、賛成20名、反対13名で「渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する陳情」が採択され、上記3件の登録反対の請願は不採択となりました。そして、12月26日

栃木市の鈴木市長は、定例記者会見で、（１）国土交通省には遊水地の管理や利用を検討する関係機関による協議機関の設置を求める、（２）環境省に対しては環境保護団体などに遊水地の本来の機能は治水であることを周知徹底することを求めるという条件付きで、ラムサール条約登録に賛意を表明しました。

栃木市が条件に挙げた協議会の設置は、既に地域住民説明会において国土交通省が設置することを約束していますし、環境保護団体に遊水地の本来の機能が治水にあることの周知を求めることについては、２０１１年１０月１８日付で、私たちがラムサール・ネットワーク日本とともに、日本自然保護協会、日本野鳥の会、WWF ジャパンなど日本を代表する自然保護団体を筆頭に全国の湿地保全・自然保護関係３６団体、２６０名の賛同者名簿を添付して提出した要望書に「私たち渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録のための活動を行って参りました自然保護団体が、ラムサール条約湿地登録後、渡良瀬遊水地において２０年から３０年にわたる湿地保全・再生計画に基づく事業を推進し、治水と湿地保全・再生が両立する『湿地の賢明な利用』の実現を目指していることを十分ご理解頂き、環境省、国土交通省、栃木県、栃木市、小山市、野木町、各治水団体におかれましては、来年６月のラムサールCOP11までに渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録できるようご尽力頂きたく要望致します」旨記載したとおり、全国の主要な自然保護団体は渡良瀬遊水地での治水事業の必要性を十分理解しており、何らの心配もありません。このように栃木市の挙げた条件は既に充足されていますので、渡良瀬遊水地が所在する４市２町の自治体はすべて遊水地のラムサール登録に賛意を示し、２０１２年１月には正式意見照会が予定されている登録の前提となる遊水地の鳥獣保護区指定についても同意することが確定したとすることができます。

４市２町の中で遊水地の約７０％という最大の面積を占めていた栃木市が賛意を表明し、登録に向けた手続が着々と進む中で、鳥獣保護区指定に関する同意とラムサール登録に関する賛意を明らかにできない自治体は、１０月の事前意見照会で栃木市とともに意見保留していた栃木県のみとなりました。

現在、３７か所の条約湿地が所在する都道府県は複数県にまたがる湿地を各県ごとに数えても４７都道府県のうち２０道県、そのうち複数の条約湿地が所在する道県は６道県です。関東地方で条約湿地が所在する県はわずか３県しかありません。また、渡良瀬遊水地の登録面積は２８６３haが予定されておりそのほとんどが栃木県に所在していますが、これよりも広い条約湿地は、３７か所のうち８カ所で、本州では日本最大の条約湿地である琵琶湖と中海、宍道湖の３カ所しかありません。

栃木県には、２００５年に条約登録された奥日光の湿原という条約湿地がありますが、これに加えて渡良瀬遊水地が条約湿地されることになれば、栃木県は、県北に奥日光の湿原、県南に渡良瀬遊水地という二つの条約湿地を擁し、登録面積では関東最大、本州では滋賀県、島根県に次ぐ県ということになり、環境県としての確固とした地位を築くこととなります。都心から車や電車でわずか１時間のところにある渡良瀬遊水地の広大な湿地を条約登録し賢明に利用していくことは、日本にとっても条約締約国として湿地保全に積極的に取り組む姿勢を世界にアピールすることができますので、栃木県にとってだけでなく、

日本にとっても渡良瀬遊水地を条約湿地に登録することの意義は極めて大きいものとなります。

足尾鉍毒事件以来の100年を超える苦難の歴史を歩んできた渡良瀬遊水地とその周辺地域に、ラムサール条約湿地という世界の宝物としての大きな冠が与えられ、日本全国そして世界から大きな注目を浴びようとするこの機会に、一日も早く賛意を示し、今後治水と湿地保全・再生を両立させて、ラムサール条約が目指す湿地の賢明な利用を実現し、地域振興につなげることを誓うことが、今栃木県に求められていることです。

確かに遊水地の地域住民の間で、条約登録による治水に関する懸念が大きかったことは事実です。しかし、今回の登録に際し河川法を土地利用規制の法的担保としたことの意義を正確に理解し、栃木県はじめ関係する自治体が一致協力して、治水事業を進捗させていく働きかけを国に対し強力に行っていくことで、地域住民の抱く治水に関する懸念を完全に払拭させることができます。そのことを丁寧に説明した上で、渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録されることによってもたらされる果実の大きさを広く県民に知らせ、県を挙げて渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録を祝福することが栃木県政を担う栃木県知事、県議会議員の皆様方の大きな責務ではないでしょうか

よって、私たちは、福田富一栃木県知事、神谷幸伸栃木県議会議長に対し、栃木県民の選良である政治家としての責任を全うされるべく一致協力されて、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関しての栃木県の賛意を、栃木県議会の全面的な支持の下に、一日も早く表明されるよう、ここに強く要望する次第です。

以 上

(団体の連絡先)

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

〒323-0034

栃木県小山市神鳥谷1-6-19 浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577 FAX 0285-25-6627

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

〒328-0058

栃木県栃木市片柳町4-16-1 猿山弘子方

TEL/FAX 0282-23-1078

わたらせ未来基金

〒328-0058

栃木県栃木市片柳町4-16-1 猿山弘子方

TEL/FAX 0282-23-1078

日本野鳥の会栃木

〒320-0027

栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル2F

TEL 028-625-4051 FAX 028-627-7891

小山の環境を考える市民の会

〒323-0826

栃木県小山市雨ヶ谷824-32

TEL 0285-27-7158

藤岡町自然を守る会

〒323-1102

栃木市藤岡町赤麻4275 大塚明方

TEL 0282-62-3529

(本要望書に関する連絡先)

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会事務局長 浅野正富

〒323-0034

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号 浅野正富法律事務所内

TEL 0285-25-6577 FAX 0285-25-6627

携帯 090-3311-4463

E-mail [m-asano@msd.biglobe.ne.jp](mailto:m-asano@msd.biglobe.ne.jp)

(注記) 本要望書には、事実誤認があり、本州で遊水地より広い湿地は琵琶湖、  
中海、宍道湖の他に尾瀬沼があり、本州での登録面積も栃木県は、滋賀、  
鳥根、福島、群馬に次ぐものである。